別表第五を削り、別表第四を別表第五とし、別表第三十の次に次の一表を加える。

別表第四

令和　　年分　上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書

税務署長　殿　　令和　　年　　月　　日

支払者					
所在地					
名称	（電話）		法人番号		
基準日	年　月　日	基準日時点の発行済株式又は出資の総数又は総額	株（口）・円	支払確定日	年　月　日

（個人株主に関する情報）

氏名	住所（居所）	個人番号	基準日時点の保有株式又は出資の数又は金額	基準日時点の保有割合
			株（口）・円	%

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

備　考

１　この報告書は、法第８条の４第９項の報告書について使用すること。

２　この報告書の記載の要領は、次による。

⑴　「基準日」の欄には、その支払の確定した法第８条の４第１項第１号の配当等（以下この表において「配当等」という。）の支払に係る同号に規定する基準日を記載すること。

⑵　「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

⑶　「基準日時点の保有株式又は出資の数又は金額」の欄には、⑴の基準日における法第８条の４第９項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する配当等の支払をすべき内国法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第14項に規定する投資口を含む。以下この表において同じ。）又は出資の数又は金額を記載すること。

⑷　「基準日時点の保有割合」の欄には、⑴の基準日における⑶の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する⑶の内国法人の株式又は出資の保有割合（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する当該内国法人の株式又は出資の数又は金額が当該内国法人の法第８条の４第１項第１号に規定する発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに占める割合（当該割合に小数点以下１位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。）を記載すること。

別表第七㈠の表中「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」を「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収高計算書」に改め、「又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」を削り、同表の備考１及び備考２を次のように改める。

１　「令和　　年（　　月）分」の空欄には、法第37条の11の４第１項に規定する源泉徴収選択口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）の交付をした年（源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月）を記載すること。

２　「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

⑴　「納付税額」の欄には、法第37条の11の４第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第２項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下同じ。）に行われた源泉徴収選択口座